

林野庁共済組合サブシステムにおける  
貯金機能改修業務

仕 様 書

林 野 庁 共 済 組 合

## 仕 様 書

林野庁共済組合サブシステム（以下「サブシステム」という）における貯金機能改修業務を以下のとおり行うものである。

### 1 業務の内容について

(1) 貯金機能より出力される帳票である「貯金限度額超過案内」について、以下ア～イに記載する文言変更を実施すること。

ア 本文に記載されている「さて、あなた様の貯金残高が下記のとおり貯金限度額を超過しておりますので、本案内書が到着後、すみやかに払戻請求及び口数の変更手続きをお願いします。」を「さて、あなた様の貯金残高が下記のとおり貯金限度額を超過しておりますので、本案内書が到着後、すみやかに払戻請求手続きをお願いします。」へ変更すること。

イ 表内に記載されている「定期預入申込口数」を「定期預入額」へ変更すること。

(2) 貯金機能より出力される帳票である「貯金限度額超過見込案内」について、以下ア～イに記載する文言変更を実施すること。

ア 本文に記載されている「貯金残高が貯金限度額を超えた場合は、支払請求及び口数の変更手続きが必要となりますので、詳しくは共済担当者までご相談願います。」を「貯金残高が貯金限度額を超えた場合は、支払請求手続きが必要となりますので、詳しくは共済担当者までご相談願います。」へ変更すること。

イ 表内に記載されている「定期預入申込口数」を「定期預入額」へ変更すること。

(3) (1) イ及び(2) イの文言変更に伴い、「貯金限度額超過案内」、「貯金限度額超過見込案内」共に「定期預入額」欄への照射情報を以下ア～イの条件のもと口数から金額へ変更すること。

ア 口数×口数単価（1,000円）の金額情報を照射すること。

イ 照射可能桁数を現在の5桁から8桁へ変更すること。

ウ 同一年度に受診記録（組合負担対象）が存在する場合、警告メッセージは出力せず、実行確認メッセージを出力すること。

## 2 納入の物件

以下の物件について納入期限までに納入するほか、必要に応じて納入物件に関する説明、資料の提出を行うものとする。

### (1) 納品物

①サブシステム本番環境のシステム改修終了をもって納品と取り扱う。

(納入期限：令和3年3月31日)

# 林野庁共済組合サブシステムにおける貯金機能改修業務

## 応 募 要 領

### 第1 業務名

林野庁共済組合サブシステムにおける貯金機能改修業務

### 第2 業務実施の目的及び概要

#### 1 業務実施の目的

共済組合の貯金上限額は3,000万円であるため、上限額に達した場合は、組合員本人から払戻請求が必要になる。このためサブシステムの貯金機能から出力される「貯金限度額超過案内」及び「貯金限度額超過見込案内」の文言変更を実施するためシステムの改修を行う。

#### 2 業務の概要

本業務の概要は、次のとおりです。

(1) 貯金機能より出力される帳票である「貯金限度額超過案内」について、以下ア～イに記載する文言変更を実施すること。

ア 本文に記載されている「さて、あなた様の貯金残高が下記のとおり貯金限度額を超過しておりますので、本案内書が到着後、すみやかに払戻請求及び口数の変更手続きをお願いします。」を「さて、あなた様の貯金残高が下記のとおり貯金限度額を超過しておりますので、本案内書が到着後、すみやかに払戻請求手続きをお願いします。」へ変更すること。

イ 表内に記載されている「定期預入申込口数」を「定期預入額」へ変更すること。

(2) 貯金機能より出力される帳票である「貯金限度額超過見込案内」について、以下ア～イに記載する文言変更を実施すること。

ア 本文に記載されている「貯金残高が貯金限度額を超えた場合は、支払請求及び口数の変更手続きが必要となりますので、詳しくは共済担当者までご相談願います。」を「貯金残高が貯金限度額を超えた場合は、支払請求手続きが必要となりますので、詳しくは共済担当者までご相談願います。」へ変更すること。

イ 表内に記載されている「定期預入申込口数」を「定期預入額」へ変更すること。

(3) (1) イ及び(2) イの文言変更に伴い、「貯金限度額超過案内」、「貯金限度額超過見込案内」共に「定期預入額」欄への照射情報を以下ア～イの条件のもと口数から金額へ変更すること。

ア 口数×口数単価(1,000円)の金額情報を照射すること。

イ 照射可能桁数を現在の5桁から8桁へ変更すること。

ウ 同一年度に受診記録(組合負担対象)が存在する場合、警告メッセージは出力せず、実行確認メッセージを出力すること。

### 第3 応募資格

本業務に応募できる者は、次のすべてに該当する者とします。

- 1 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 2 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 3 平成31・32・33年度（及び令和01・02・03年度）農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」で「A」又は「B」の等級に格付けされた者であること。
- 4 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- 5 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 6 第2の業務対象となるサブシステムの業務に精通し、クライアント（林野庁共済組合）からの問い合わせに対し確実に対処できる者であること。
- 7 第2の業務対象となるサブシステムのソフトウェアについては、株式会社エヌ・ティ・ティ・データが著作権を有しているため、これらの権利に接触する場合の問題解決にあたり、誠実かつ迅速に対処が出来る者であること。

### 第4 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和3年3月31日（水）までとします。

### 第5 参加表明書に関する事項

本業務への参加を希望する者は、参加表明書（別紙1）を作成し、令和3年2月24日（水）17時00分までに、第6の2及び3に持参又は郵送で提出して下さい。

なお、郵送により提出する場合は、期間内必着とします。

### 第6 応募に係る説明会の開催等

本業務に関する説明会は実施しません。ただし、応募要領、仕様書の配付及び応募を希望する者からの質問等の受付については、次の期間、日時及び場所において行います。

- 1 日時：
  - ①応募要領及び仕様書の配付期間  
令和3年2月9日（火）から令和3年2月24日（水）  
10時00分から12時00分及び13時00分から17時00分  
（閉庁日を除く。）  
ただし、最終日（令和3年2月24日）については、12時00分までとする。
  - ②質問の受付期間（質問書（別紙2）を作成し提出して下さい）  
令和3年2月9日（火）から令和3年2月16日（火）  
10時00分から12時00分及び13時00分から17時00分  
（閉庁日を除く。）
  - ③質問の回答期間  
令和3年2月17日（水）から令和3年2月24日（水）

10時00分から12時00分及び13時00分から17時00分  
ただし、最終日（令和3年2月24日）については、12時00分ま  
でとする。

- 2 場所：東京都千代田区霞が関1-2-1  
林野庁共済組合本部  
（林野庁管理課福利厚生室（農林水産省北別館7階 ドアNo.北706））  
電話：03（3502）8111 （内線6342）
- 3 担当：山田

#### 第7 その他

応募者が複数となった場合には、競争性があることから一般競争入札によることとなりますので、別途、公告します。

別紙1

令和 年 月 日

林野庁共済組合本部長 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

林野庁共済組合サブシステムにおける貯金機能改修業務

林野庁共済組合サブシステムにおける貯金機能改修業務に係る公募について、参加することを表明します。

なお、応募に関する担当者は下記のとおりです。

記

( 担 当 者 )

所属・役職

担当者氏名

電話番号

F A X 番号

# 質 問 書

件名：林野庁共済組合サブシステムにおける貯金機能改修業務

令和 年 月 日

会社名		
連絡先	担当者名	TEL FAX
質 問		
回 答		